

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法による減価償却を実施している。

無形固定資産

定額法による減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

・ 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者にかかる掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

・ 法人独自の退職給付制度にかかる退職給付引当金

当法人は、退職一時金の支払に備えるために、期末在籍者にかかる自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として負債に計上している。

・ 当法人は、退職給付引当金及び退職給付引当資産等の退職給付制度にかかる処理について、法人運営事業拠点区分（組織運営事業サービス区分）で一括して管理している。

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 採用する退職給付制度

当法人は、職員の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会従事者共済会に加入し、当法人職員退職手当規程に基づき退職一時金を支払うこととしている。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 成年後見センター事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3())

1. 福祉サービス利用援助事業

2. 法人後見等事業

3. 中核機関等受託事業

4. 人生のエンディングの準備支援事業

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3())は省略している。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	228,800	123,431	105,369
器具及び備品	4,058,610	2,706,757	1,351,853
合 計	4,287,410	2,830,188	1,457,222

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし